

千葉県いじめ防止対策推進条例案に寄せられたご意見一覧

関係部分	検討結果
全体	いじめの捉え方や権利保障の観点からの追加・変更を求めるとご意見、施策の充実・強化を求めるとご意見等、参考となるご意見をたくさんいただきました。
2条関係	3号の「学校」に「高等専門学校」を追加すべきご意見がありましたが、技術者を養成することを目的とした5年生の高等教育機関であり、法律において各学校の実情に応じていじめの防止等に努めることとして高等学校とは別扱いをしていることなどから本条例の対象となる「学校」に入れておりません。
3条関係	1項の「いじめの防止等のための対策は・・・誰もがいじめの被害者となることのない環境を整えることを・・・」の部分、「加害者」や「傍観者」を明記した表現とすべき旨のご意見を多くいただきました。この部分の原案は、「被害者」を無くすことが何より一番大事であること、また、誰もが「加害者」となることのない環境を整えることも包含していますが、ご意見を踏まえて、より分かり易いように「当事者」へと変更することにいたしました。
4条関係	児童の相談体制に関することや児童等の責任を考慮した2項の削除に関するご意見をいただきました。第4条はいじめの禁止等を規定することとし、相談に関することは第13条で規定しています。2項に関しては、ご指摘の点があることも十分に踏まえたうえで、子供を追い込むことがないように「努めるものとする」表現にとどめております。
5条関係	表現上のご意見や例示列举に関するご意見をいただきました。例示列举に関してですが、本条の「その他の関係者」には学校関係団体、学校法人、PTA連絡協議会、民間団体などが含まれています。
6条関係	表現上のご意見や市町村の出席停止等の措置の明記に関するご意見をいただきました。出席停止等の明記に関しては、法の規定により市町村が行うものとして、具体例には明記しませんでした。
7条関係	学校体裁や擁護を優先すべきでない旨のご意見をいただきました。第8条の趣旨の中に含まれていると考えますが、いじめを隠蔽することがないように、県の基本方針の中での反映を要望してまいります。
8条関係	表現上のご意見、いじめられた生徒への適切な対応や学校学級運営への取り組みに関してご意見をいただきました。いじめの問題以前として当然のことや規定済みの表現の中に含まれているものは重ねて明記しないこととしましたが、取り組み等に関しては、県の基本方針に基づく施策推進の中での的確な対応が実施されるものと考えております。
9条関係	表現上のご意見や保護者によるいじめ推奨の禁止等の規定設置に関するご意見をいただきましたが、禁止等の規定設置に関しては、第2項に規定する保護者による「必要な指導」に含まれていると解しております。
10条関係	表現上のご意見や県民によるいじめの推奨・容認を禁止する条項の追加のご意見をいただきました。県民による禁止する条項の追加に関しては当然のこととあえて規定しないこととしております。表現上のご意見に関して、本条の「県民」には事業者も含んでいます。
13条関係	表現上のご意見、個人情報の取り扱いに配慮した条文の追加、常設の公的第三者機関の設置(権利相談員の配置)などのご意見をいただきました。個人情報については、既存の関係法令に従い、適切な取り扱いが行われることとなりますので、本条例では規定しておりません。相談窓口の他に第三者機関を設けることについては、いじめ問題以外にも対象となることなど検討すべき点が多いため、本条例では規定しないこととしております。表現上のご意見に関して、「その他の関係者」には、県民、保護者、民間団体等が含まれております。
14条関係	表現上のご意見、児童等に対する働きかけの重点化、情操教育の徹底に関するご意見をいただきました。予防の14条の中には「児童等が自らいじめに関する問題を真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良い人間関係を築くことができる取組等」を掲げており、基本方針に基づく施策推進の中での的確な対応が実施されるものと考えております。
15条関係	表現上のご意見、2号の「生徒指導の・・・教諭」を「生徒指導の・・・職員」として対象を拡大するべき旨のご意見、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの拡充に関するご意見をいただきました。2号に関してはご指摘を参考に「教職員の配置」へと変更しました。

16条関係	防止啓発強化月間の弊害(4月は年度初めと重なるので意図が薄れる)、9月の指定追加のご意見をいただきましたが、入学式、始業式、初めてのホームルームといった環境が変わった際に発信することによって、より効果が期待できるものと考え、4月といたしました。
17条関係	表現上のご意見、フィルタリングの設定、合同コンソーシアムの設置のご意見をいただきました。ネットいじめ対策については17条で規定しておりますが、フィルタリングの設定については、県条例として規定することは難しく、今後の法整備により行うべきと考えております。また、合同コンソーシアムの設置に関しては県の基本方針に基づく施策推進の中での確かな対応が実施されるものと考えております。
19条関係	表現上のご意見と、2項の「県教育委員会が定めるものとする。」の部分と、教育行政と私学の独自性・自主性の観点から「県が定めるものとする。」とすべきのご意見がございました。各条文で「県」となっているものに関しては、具体的な施策の執行段階において、県教育委員会や知事を意味するように解釈を予定しております。連絡協議会の運営は実務作業から県教育委員会の所管することになりますので、県教育委員会に組織及び運営に関する必要な事項を定めることとしました。このことにより私学の独自性や自主性を侵害することはありません。なお、「その他の関係者」には、弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団体、そして民間団体などが含まれております。協議会の構成員に関しては県教育委員会で具体的に定めるべきものと考えております。
20条関係	小規模の自治体への支援の明記、会の規定に関して、会議の公開、委員の増員等をすべきご意見をいただきました。支援の明記に関しては、千葉県いじめ対策調査会の運用や運営ノウハウ等を含めた支援を、県教育委員会が要請に応じて各市町村教育委員会に行うべく、第5条3項では「迅速に必要な措置を行って協力するものとする」と規定しております。会の規定に関しては、附属機関としての役割を考慮して県教育委員会が具体的に定めるべきものと考えております。個別具体的案件において調査会が適切に対応するように委ねることとしています。
21条関係	重大事態への対応に「常設の公的第三者機関」との連携を加える旨のご意見をいただきましたが、県の基本方針に基づく施策推進の中での確かな対応が実施されるものと考えております。
22条関係	1項で知事が「常設の公的第三者機関」で調査を行うことを加える旨のご意見をいただきました。この点は「附属機関を設けて調査を行う等の方法」のうちの一例に該当すると考えています。
23条関係	条文の設置場所に関するご意見、条例で具体的な金額を明示すべき旨のご意見がありました。設置場所に関して、各施策を裏付けるためのものとして後ろの条に配置しました。また金額に関しては、県の基本方針に基づく施策推進の中での確かな対応が実施されるものと考えております。
その他	いじめ加害者の処罰規定、及びいじめ放置、隠ぺいの場合の教師と教育員会への処罰規定を設けるべきご意見がありました。処罰規定につきましては、「いじめ」の内容や「放置」や「隠ぺい」といった不作為に関する処罰基準を要件上(構成要件上)で規定することが困難であること、設けた場合の実行性の課題、暴行罪・傷害罪等の刑法による刑事処分の運用を優先すべき視点などを勘案し、設置は見送りました。
その他	私立の学校へ通っている生徒や市町村立の学校に通っている生徒へのいじめ対策を条例に盛り込むべきご意見をいただきました。本条例では、本県に在住の児童等を対象にしているところですが、法の規定によりそれぞれに具体的対策が進められるものとなっており、その中での県としてのサポート体制などを定めております。